

生活保護における母子加算の復活を求める会長声明

政府は、生活保護の母子加算を2005年(平成17年)4月以降段階的に削減し、本年4月に完全に廃止するに至った。母子加算は1949年(昭和24年)に設けられ、不十分ながらも母子世帯の生存を支え続けてきたものであり、母子加算の廃止は、最後のセーフティネットである生活保護基準の切り下げにほかならない。

母子加算の廃止は、「保護世帯の消費支出額が一般母子世帯より高い」ことを理由としている。しかし、政府の2006年(平成18年)母子世帯等実態調査によれば、母子世帯の年収は平均171万円であり、一般世帯の4割にも満たない。また母子世帯の就労率は約84%と諸外国よりも極めて高く、その多くは低賃金かつ不安定な非正規雇用で就労しており、「ワーキングプア」の典型とされる。このような現状に照らせば、子育て支援や就学援助などのセーフティネットを拡充し、一般母子世帯の生活水準を底上げすることこそが求められているのであり、母子加算を廃止するのは本末転倒である。

しかも、わが国における、ひとり親世帯の子どもの貧困率(2005年(平成17年))は、OECD加盟25カ国平均21.0%を大きく上回る57.9%とトルコに次ぐ第2位の高率になっており、極めて深刻化している。貧困連鎖を断ち切ることが社会的課題となっている昨今、母子加算の廃止はそれに逆行するものであり、このような実態は、すべての子どもが社会保障を受ける権利の完全な実現を達成する責務を国が負うとし、また、子どもの健全な発達のために相当な生活水準を確保する権利を全ての子どもが有すると定める「子ども(児童)の権利に関する条約」に明らかに違反している。

日本弁護士連合会は、2006年(平成18年)10月、第49回人権擁護大会において、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を採択し、国に対し、「生活保護の切り下げを止め、基礎年金額の引き上げや生活保護法の積極的適用などにより社会保障の充実を進めること」を求め、2008年(平成20年)11月には、生活保護法8条を改正して全国民の代表である国会が保護基準を定めるよう提言するとともに、このような民主的コントロールを受けることなく削減・廃止された高齢加算及び母子加算を復活させることを強く求めた。

当会も、2007年(平成19年)11月、「生活保護基準の引下げは、現に生活保護を利用している人だけでなく、わが国の低所得層の生活全般に直ちに影響を及ぼす極めて重大な問題であるから、生活保護基準に関する議論は十分に時間をかけて慎重になされるべきである。また、こうした議論は、公開の場で広く市民に意見を求めた上、生活保護利用者の声を十分に聴取してなされるべきである。」との会長声明を発したところである。

折から、国会では、野党4党の共同提案による母子加算復活法案が提出されているが、保護基準の決定を民主的にコントロールする観点からもその第一歩として評価すべきである。

以上のことから、当会は、政府に対し、母子加算の復活を強く要望するものである。

2009年(平成21年)6月18日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典